

# 高速道路株式会社法

(平成一六年六月九日法律第九九号)

## 一、提案理由(平成一六年三月三十一日・衆議院国土交通委員会)

石原国務大臣 ただいま議題となりました高速道路株式会社法案、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案及び日本道路公団等民営化関係法施行法案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の道路関係四公団につきましては、民間にできることは民間にゆだねるとの原則に基づき、約四十兆円に上る有利子債務を確実に返済し、真に必要な道路を、会社の自主性を尊重しつつ、早期に、できるだけ少ない国民負担のもとで建設すること等を目的として、平成十七年度中に民営化を実施します。

あわせて、高速国道の整備計画区間のうち未供用区間に係る有料道路事業費を当初の約二十兆円から最大で十兆五千億円程度にほぼ半減するとともに、高速国道に係る有利子債務は、民営化時の総額を上回らないとしました。

これらの四法案は、道路関係四公団の民営化を実現するため、提出することとしました。

まず、高速道路株式会社法案の提案理由について御説明申し上げます。

この法律案は、道路関係四公団を民営化し、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等を効率的に行わせるため、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社を設立するものであります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、会社の事業の範囲として、有料道路事業のほかサービスエリア等の関連事業等を実施できるとしております。

第二に、各会社が原則として事業範囲とすべき高速道路を定めております。

第三に、会社は、有料道路事業を営もうとするときは、あらかじめ、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と、貸付料等を内容とする協定を締結するとしております。

第四に、政府等は会社の総株主の議決権の三分の一以上の株式を保有するとしております。

第五に、会社は、代表取締役の選定、事業計画等について、国土交通大臣の認可を受けるとしております。

……………(略)……………

以上が、これらの四法案を提案する理由です。

これらの法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

す。

## 二、衆議院国土交通委員長報告（平成一六年四月二七日）

赤羽一嘉君 ただいま議題となりました五本の法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、内閣提出の四法律案について申し上げます。

この四法律案は、民間にできることは民間にとの原則に基づき、道路関係四公団の民営化を実現するために提出されたものであります。その主な内容は、第一に、約四十兆円に上る有利子債務を確実に返済すること、第二に、できるだけ少ない国民負担のもとで、真に必要な道路を早期に建設することなどであります。

それでは、まず、高速道路株式会社法案について申し上げます。

本案は、道路関係四公団を民営化し、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等を効率的に行わせるため、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社を設立するものであります。

……………（略）……………

内閣提出の四法律案は、去る三月三十日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、同月三十一日石原国土交通大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、四月二日から十四日まで六回にわたり政府等に対する質疑を行ってまいりました。

この間、六日及び九日には小泉内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行うとともに、十三日には二度にわたり八名の参考人からの意見聴取を行いました。

……………（略）……………

その後、五法律案を一括議題として審査を進め、十九日には滋賀県及び大分県においていわゆる地方公聴会を開催し、二十日には再び、二度にわたり八名の参考人からの意見聴取を行いました。

二十一日及び二十三日には政府及び提出者に対し質疑を行い、二十三日には三たび小泉内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行うなど、都合五十四時間に及ぶ慎重なる審査を重ね、同日質疑を終了いたしました。

次いで、討論を行い、採決いたしました結果、岩國哲人君外四名提出の高速道路事業改革基本法案は賛成少数をもって否決され、内閣提出の四法律案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、内閣提出の四法律案に対し、割引等弾力的な料金設定により高速道路の有効利用を図るとともに、真に必要な高速道路の整備を行うことにより、高速道路事業予算の重点化及び効率化を図ることなど、計十一項目の附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一六年四月二三日）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

- 一 高速道路は国民共有の財産であることにかんがみ、日本道路公団等民営化関係法の施行後五年後を目途に、各法の施行状況を踏まえ、必要な措置について検討すること。
- 二 地域経済の活性化、物流の国際競争力の確保等の観点から効率化を推進し、割引等弾力的な料金設定により高速道路の有効利用を図るとともに、厳密な評価に基づき真に必要なものについて新たな高速道路の整備を行うこととし、高速道路事業に係る予算の重点化及び効率化を図ること。
- 三 金利の大幅な上昇など大きな経済変動等があった場合には、適時適切に債務返済計画を再検討し、四十五年以内の債務返済が可能となるよう財政上の措置も含め必要な措置を検討すること。
- 四 建設中及び調査中の道路については、新会社の自主性が確保されつつも、地域経済への影響、高速道路ネットワークの状況等を総合的に勘案し、最終的には国が責任を持って整備すること。
- 五 新会社の民間事業者としての能力が最大限発揮されるよう、経営努力に対する適切なインセンティブの付与等の環境整備に努めるとともに、その成果ができるだけ利用者に還元されるよう配慮すること。
- 六 新会社は、高い公共性を有する高速道路の建設・管理を行うことにかんがみ、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に準じ、国民に対して、その経営状況、財務状況等について積極的に情報の開示を行うとともに、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等の適切な運用を通じ、新会社の経営内容の透明性の確保に努めること。
- 七 ファミリー企業による高コスト体質を改善するため、排他的入札要件の撤廃等一層の競争促進に努めるとともに、各般の企業努力により、管理コストの低減を図ること。また、ファミリー企業で独占されている道路ビジネスを広く市場に開放し、地域企業の活用に配慮すること。
- 八 高速道路の利用の促進と利便性の向上を図るため、E T Cの一層の普及を推進するとともに、E T C利用者に対する多様な割引制度の充実に努めること。
- 九 高速道路の安全性を確保するため、道路の適時適切な修繕等に努め、その維持・管理に万全を期すること。
- 十 道路関係四公団の民営化に当たっては、これまで維持されてきた職員等の雇用の確保に努めること。
- 十一 高速道路の整備に当たっては、交通機関相互の連携に配慮すること。

### 三、参議院国土交通委員長報告（平成一六年六月二日）

輿石東君 ただいま議題となりました四法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、高速道路株式会社法案は、日本道路公団等道路関係四公団を民営化し、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等を効率的に行わせるため、東日本高速道路株式会社等六会社を設立しようとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、これら四法律案を一括して議題とし、小泉内閣総理大臣等の出席を求め質疑を行うとともに、宮城県における地方公聴会、参考人からの意見聴取を行いました。

委員会における主な質疑の内容は、構造改革における道路公団民営化の必要性和妥当性、民営化推進委員会意見書との相違点、今後の高速道路整備の在り方、四十五年以内の債務完済の可能性、利用促進につながる通行料金施策の在り方、高速道路の建設及び管理におけるコスト削減の見通し、新会社の経営自主権の所在とサービスエリア等における事業展開の方向、ファミリー企業への天下り等の是正、公団職員等の雇用の確保策等でありますが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、四法律案について討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表し大江理事より反対、自由民主党及び公明党を代表し岩城理事より賛成、日本共産党を代表し大沢委員より反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、順次採決の結果、四法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、四法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一六年六月一日）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、高速道路は、国の基幹を形成する重要な社会資本であることにかんがみ、最終的に国が責任をもって整備するとともに、その整備に当たっては、最小限の負担で最大限の効果を発揮しうよう努めること。

二、高速道路の通行料金の設定に当たっては、物流の国際競争力の確保等の観点も考慮しつつ、高速道路の利用を促進し、地域の活性化、経済の効率化につながるよう、民間企業の独創性が真に活かされた弾力的で多様な料金設定を行うこと。

また、道路環境の保全、交通渋滞の解消等の社会的課題への対応を図るため、適切な料金政策が講じられるよう十分配慮すること。

三、債務返済計画については、機構及び会社の経営努力の成果として、四十五年以内のできるだけ早期に債務完済が図られるよう努めること。

また、創意工夫等によりリスク管理の徹底を図るとともに、借換資金を含む資金の低利かつ円滑な調達を図られるよう努めること。

四、機構及び会社の債務保証等については国会の議決が行われることにかんがみ、その

経営状況、財務状況及び債務の返済状況等について、機構及び会社ごとに毎年度、国民に分かりやすく公表すること。

五、日本道路公団については、会社間の競争性を高め、コスト意識の向上や地域の実情に即したサービスの充実を図るため三社に分割したものであることから、子会社の設立等を行う場合にも、こうした趣旨を踏まえること。

六、会社の株式上場については、できるだけ早期に行われるよう努めること。その売却代金の使途の検討に当たっては、機構の債務返済への充当も検討の対象に加えること。

七、建設中・調査中路線に係る社会資本整備審議会の具体的な判断基準については、国民の理解が得られるよう、客観的かつ明確なものとすること。

八、高速道路の建設費及び管理費のコスト削減については、会社の経営努力に対する適切なインセンティブの付与等を図るとともに、その成果が確実に利用者に還元されるよう努めること。

九、道路資産が本来道路管理者に良好な状態で移管されるよう、道路の適時適切な修繕等に努め、その安全性及び耐久性を確保すること。

十、国民共有の財産である高速道路の建設、維持管理、修繕等の適正化を図るため、会社が行う当該事業の入札・契約等の透明性を確保すること。

十一、民営化に伴う公団の資産、負債その他の権利及び義務の承継については、適切に行われるよう指導・監督するとともに、その詳細について公表すること。

また、関係財団から会社への財産の譲渡等についても、厳正に行われるようにすること。

さらに、ファミリー企業の剰余金については、利用者への早期還元の拡大が図られるよう努めること。

十二、公団の民営化に当たっては、職員等の雇用の安定に努めること。

また、機構及び会社の役員の選任においては、適切な人材が広く内外から起用されるよう十分配慮すること。

十三、会社が行うS A・P A等の収益事業の経営においては、地域企業との共存を図るとともに、地域経済の活性化に資するよう努めること。

十四、本四公団切り離し債務返済後の道路特定財源の使途の拡大の検討に際しては、金利の大幅な上昇など大きな経済変動等があった場合における高速道路に係る債務の返済への充当も含め、幅広く検討すること。

右決議する。